

水産業従業員宿舍整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県内に事業所等を有する中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等(以下、「中小水産業者等」という。)が従業員確保のための宿舍整備に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において水産業従業員宿舍整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。

2 この要綱において「中小水産業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する者で、第4項及び第5項に定める漁業者、水産加工業者、水産業協同組合等をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。

3 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

4 この要綱において「漁業者」とは、日本標準産業分類に掲げる「海面漁業」及び「海面養殖業」に属する事業者を、「水産加工業者」とは、水産食料品製造業に属する事業者とする。

5 この要綱において「水産業協同組合等」とは、水産業協同組合法に定められている漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに中小企業協同組合法に定められている事業協同組合(ただし、水産業の振興を主たる目的とするものに限る)とする。

(交付の目的)

第3条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業及び水産加工業の生産能力向上のため、中小水産業者等が実施する従業員確保のための宿舍整備を支援することにより、水産業の復興を促進することを目的とする。

(交付対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、本事業により従業員確保のための宿舍整備を行う中小水産業者等とする。

(補助金の要件)

第5条 知事は、第8条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するかを審査するものとし、その審査方法については、別に定める。

- 一 東日本大震災に伴う人材不足により、中小水産業者等の生産能力を十分に発揮できていない状況にあること

二 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること

- ア 当該中小水産業者等の漁獲又は生産能力の向上に資すること
- イ 当該中小水産業者等の人材確保に資すること
- ウ 漁業及び水産加工業の復興に資すること

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、中小水産業者等の従業員（外国人技能実習生等の外国人材を含む）のための宿舍整備のうち、第3条の目的の遂行に必要不可欠であり、県内の中小水産業者等の施設等に従事する職員の宿舍の整備（新築、改修等）に要する経費のうち、知事が補助の対象としたものとする。

ただし、改修等については、既存宿舍を法務省「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に規定される居住基準に合致させるための整備や、人口流出を防ぐ目的の居住環境の整備に限る。

2 前項における宿舍については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第7条 補助率は、前条に規定する経費の2分の1以内とする。

- 2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の上限額は20,000千円、下限額は1,000千円とする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 中小水産業者等は、前項の補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとする。

- 一 補助事業計画書（別紙1）
- 二 建物の配置図、平面図及び立面図
- 三 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計書、見積書等の写し）
- 四 直近3年間の財務諸表
- 五 定款の写し
- 六 登記事項証明書（全部事項・現在事項）〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕
- 七 納税証明書（税目：全ての県税）
- 八 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）

- 九 宿舍整備事業に係る申告書（別紙３）
 - 十 関係法令遵守に関する誓約書（別紙４）
 - 十一 その他知事が必要と認める書類
- ４ 次の各号のいずれかに該当する中小水産業者等は、交付申請をすることができない。
- 一 暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - 二 県税に未納がある者

（交付の決定）

- 第９条 知事は、第５条の規定による審査結果に基づき、補助金の交付決定を行うものとする。
- ２ 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第８条第２項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- ３ 知事は、第８条第２項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

- 第１０条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第２号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。
- 一 補助事業に要する経費の１０％以内の減少の変更である場合
 - 二 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- ２ 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第１１条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第３号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第１２条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第４号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

- 第１３条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第５号による報告書を知事に提出しなければならない。
- ２ 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第14条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書は、様式第6号によるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第15条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助事業者は、別表2で定める期間が経過するまでに、取得財産等を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは知事に協議し、承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還させるものとする。

(利用状況調査)

- 第19条 補助事業者は、本事業により整備した従業員用宿舎に入居及び退去する者の氏名、国籍、就業年月日等の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(他補助事業との重複の取扱い)

第20条 国又は県が実施する中小水産業者等に対する宿舍整備事業と本事業が重複する場合において、補助金の額は、本事業の補助対象となる経費から他補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額とする。

- 2 補助事業者は、本事業の交付決定を受けた後に国又は県が実施する中小水産業者等に対する宿舍整備事業の交付決定を受け、補助対象となる経費が重複する場合、様式第3号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月15日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月2日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱の改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月9日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年６月２５日から施行し、令和８年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 4 条関係）

区 分		内 容
補助対象とする宿舍		○ 従業員用に供する宿舍（以下、「従業員宿舍」という。） ※建築基準法、労働基準法等の関係法令に基づく、要件を満たしたもの
宿舍の種類		○ 単独の従業員宿舍 ○ 他施設（一般住宅等）と合築した従業員宿舍
宿舍整備の種類	新築等の整備	○ 新築(新たに従業員宿舍を建設すること)※中古宿舍の取得含む。 ○ 改造(他の用途から転用し、従業員宿舍の用途に作り変えること) ○ 増築(既存の従業員宿舍を建て増し、床面積を増やすこと) ※居室等を新たに増やし、居住可能人数が増加する増築のこと。
	改修等※の整備	○ 改修（既存の従業員宿舍の内装（附帯設備等）を変更し、機能や性能を向上させること） ○ 増築(既存の従業員宿舍を建て増し、床面積を増やすこと) ※居室等の面積拡大による居住可能人数が変わらない増築のこと。

※改修等の整備は、既存宿舍を法務省「1 号特定技能外国人支援に関する運用要領」に規定される居住基準に合致させるための整備や、人口流出を防ぐ目的の居住環境の整備に限る。

別表 2（第 1 8 条関係）

知事が定める期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号) のとおりとする
----------	---